【令和8年度版】

大　台　町　住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この大台町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

1　取組目的

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の発生が切迫する中、地震による住宅の倒壊から町民の生命及び財産を守るため、住宅の耐震化を緊急かつ重点的に推進する。
- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2　緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、大台町の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

緊急耐震重点区域　：　大台町　全域

〇対象住宅

- 昭和56年５月31日以前に着工（建築）された木造住宅

3　取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間　：　令和8年度　～　令和12年度（5年間）

	R8	R9	R10	R11	R12
AP作成					
戸別訪問					

4　戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり行う。

① リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
② 不在の場合は、資料をポスティングする。
③ 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。

※ 木造住宅の戸別訪問を優先的に行うこととし、木造住宅の戸別訪問完了後、非木造住宅の戸別訪問を行うこととする。

5　その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

① 住宅耐震啓発パンフの配布　　② 耐震補強相談会の実施
③ 広報誌による周知　　④ 自治会長会議での周知
⑤ 防災訓練等の各種イベントにおける防災教育

6　関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会（以下「協議会」という。）と連携して活動に取り組む。

7　具体的な取組内容について

①住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- 「４　戸別訪問の実施」により実施する。

②耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- 耐震診断結果報告時に委託事業者から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行う。
- 耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等により耐震改修を促す。
- 耐震改修を促すにあたっては、補助金の代理受領制度や安価な耐震補強工法に加え、耐震シェルターの設置補助制度を併せて案内し、工事費の負担感に起因する申請控えの解消を図る。

③改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事者への接触が容易となる取組

- 改修事業者の技術力（耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等）向上に係る説明会等を行う。
- ホームページ等により改修事業者リスト等に関する情報提供を行う。

④耐震化の必要性に係る普及啓発

- 「５　その他普及啓発活動」により実施する。
- 庁舎等において、耐震化の必要性に係るブース展示を行う。

８ 住宅耐震化に係る支援目標

・事業実績及び支援目標（件数）

区分	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	R8目標
耐震診断	10	10	22	7	10
耐震補強設計	0	1	1	0	1
耐震補強工事	0	1	0	1	1
除却工事	0	2	12	8	10
耐震シェルター設置	0	0	0	0	1

９ 取組実績に関する自己評価

①前年度（令和７年度）の取組実績

- 木造住宅耐震化支援事業については前記による
- ７①関連：大ヶ所地区67件を対象に戸別訪問を実施した。
- ７②関連：耐震診断事業の受託事業者である協議会の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。
  また、上記、戸別訪問実施の際に、耐震診断後耐震改修を行っていない住宅に対し耐震改修を促した。
- ７③関連：ホームページにて改修事業者リスト（協議会）の情報提供を行った。
- ７④関連：どんとこい大台まつりにおいて、耐震化を普及啓発するための相談会を実施した。

②前年度（令和７年度）の課題

耐震診断は受けたものの、その後の耐震設計、補強工事に繋がるケースが少なく課題となっている。

③令和８年度の取組方向

補強工事の申請補助件数が伸び悩んでいるが、これは工事費が高額であること等が考えられる。安価な工法や代理受領制度等の申請者の負担を軽減する取組みの啓発を行っていく。

④取組実績及び自己評価の公表

本プログラムに基づく取組実績及び自己評価の結果については、町ホームページ及び広報誌等により公表し、住宅耐震化施策の透明性の確保と更なる普及啓発に努めるものとする。